

○内閣府令第 号
農林水産省

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

農林水産大臣 野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一・二 略」 三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。 イ 「略」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第十条の三十第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四 「略」 五 当該利用者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利	(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第十条の二十四 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第十条の三十第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四 「同上」 「号を加える。」

用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該利用者に対し契約締結前交付書面（外貨貯金等に係る特定貯金等契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨貯金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して利用者の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該利用者から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該利用者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該利用者にとって見やすい箇所に第十条の二十二に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第十条の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該利用者が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の規定並

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第一条の六の規

びに第十条の八及び第十条の九の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

「3・4 略」

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第十条の八第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定貯金等契約の締結についての利用者の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 利用者から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の規定並びに第十条の八及び第十条の九の規定は、前項第三号ロの規定によ

定並びに第十条の八の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

「3・4 同上」

「項を加える。」

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の規定並びに第十条の八の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付に

る書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 〔略〕

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第五十七条の三十一の十七第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 〔略〕

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に

ついて準用する。

〔3・4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十七条の三十一の九 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十七条の三十一の十七第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨貯金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第五十七条の三十一の七に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十七条の三十一の十二第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

〔2〕4 略

〔2〕4 同上

5

第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第五十七条の三十一の十二第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定貯金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八 「略」

「項を削る。」

「項を加える。」

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八 「同上」

2 法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第

二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十七条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第九十二条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特

備考 表中の「」の記載は注記である。	定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を示しているもの 二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年
大 蔵 省 農林水産省 令第二号）の一部を次のように改
正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(員外利用の範囲) 第三条 法第十一条第八項、第八十七条第十一項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業 〔二・三 略〕 （特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	(員外利用の範囲) 第三条 〔同上〕 一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号ロ、第五十条の三十一の十八第一項第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業 〔二・三 同上〕 （特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第七条の二十五 〔同上〕

「一・二 略」

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第七条の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「略」

五 当該利用者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該利用者の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該利用者理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該利用者に対し契約締結前交付書面（外貨貯金等に係る特定貯金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨貯金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して利用者の閲覧に供する方法により提供し

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第七条の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「同上」

「号を加える。」

ている場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該利用者から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該利用者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該利用者にとって見やすい箇所に第七条の二十三に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第七条の九第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該利用者が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の二の規定並びに第七条の九及び第七条の十の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5|| 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第七条の九第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項につ

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の二の規定並びに第七条の九の規定は、前項第一号の規定による外貨貯金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

いて説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対し
て回答を含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第
六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合に
あつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定貯金等契
約の締結についての利用者の判断に資する主なものの概要及びこ
れに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必
要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 利用者から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
合）

第七条の二十九 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の二の規
定並びに第七条の九及び第七条の十の規定は、前項第三号ロの規定
による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関
して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た
だし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場
合）

第七条の二十九 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の二の規
定並びに第七条の九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交
付について準用する。

〔3・4 同上〕

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関
して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第五十条の三十一の九 「同上」

「一・二 略」

三 既に成立している特定貯金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第五十条の三十一の十七第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「略」

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定貯金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨貯金等に係る特定貯金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨貯金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供して

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定貯金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第五十条の三十一の十七第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「同上」

「号を加える。」

いる場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第五十条の三十一の七に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十条の三十一の十二第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

〔2〕4 略〕

5Ⅱ 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第五十条の三十一の十二第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合に

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

あつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定貯金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八 「略」

「項を削る。」

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八 「同上」

2||

法第百十条第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第百十条第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

	三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		附則 （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） 第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">読み替える命令の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr> <tr> <td colspan="2">農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書</td><td>貯金者（法</td><td>預金者（再編強化法附第三十三条第二項の規定により適用する法</td></tr> <tr> <td>貯金者を</td><td>預金者を</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>貯金者に</td><td>預金者に</td><td></td><td></td></tr> </table>		読み替える命令の規定		読み替えられる字句	読み替える字句	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書		貯金者（法	預金者（再編強化法附第三十三条第二項の規定により適用する法	貯金者を	預金者を			貯金者に	預金者に			附則 （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） 第三十八条 「同上」	
読み替える命令の規定		読み替えられる字句	読み替える字句																
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八ただし書		貯金者（法	預金者（再編強化法附第三十三条第二項の規定により適用する法																
貯金者を	預金者を																		
貯金者に	預金者に																		
改正前		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">読み替える命令の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr> <tr> <td colspan="2">農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八第一項ただし書</td><td>「同上」</td><td>「同上」</td></tr> <tr> <td>「同上」</td><td>「同上」</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>「同上」</td><td>「同上」</td><td></td><td></td></tr> </table>		読み替える命令の規定		読み替えられる字句	読み替える字句	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八第一項ただし書		「同上」	「同上」	「同上」	「同上」			「同上」	「同上」		
読み替える命令の規定		読み替えられる字句	読み替える字句																
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七條の三十一の十八第一項ただし書		「同上」	「同上」																
「同上」	「同上」																		
「同上」	「同上」																		

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	農業協同組合及び農業 協同組合連合会の信用 事業に関する命令第五 十七條の三十一の十八 各号	貯金者	預金者
	「同上」	農業協同組合及び農業 協同組合連合会の信用 事業に関する命令第五 十七條の三十一の十八 第一項各号	「同上」	「同上」

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 内閣府 令第十六号）の一部を次のように改正する。

農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の第三項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一・二 略」 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行うおとする場合においては、次に掲げるとき。 イ 「略」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(第五号及び次項並びに第八十五条の二十七の二第三号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。 四 「略」 五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の第三項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。)について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合	(特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第八十五条の二十二 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第八十五条の二十七の二第三号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。 四 「同上」 「号を加える。」

(当該顧客に対し契約締結前交付書面(外貨預金等に係る特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行うおうとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。)に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。)

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所(第八十五条の二十に規定する方法に準じて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法が第八十五条の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。))。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができ的状态に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六及び第八十五条の七の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付につ

変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5||

第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第八十五条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六及び第八十五条の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

いて準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十六 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第九条の規定並びに第八十五条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に關して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第四百七条の十六の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「略」

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあって

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に關して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第四百七条の九 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第四百七条の十六の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「同上」

「号を加える。」

は契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所（第百四十七条の七に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第百四十七条の十二第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。））。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

5|| 「2ゝ4 略」

第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第百四十七条の十二第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

「2ゝ4 同上」
「項を加える。」

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第四百四十七条の十六の三 「略」

「項を削る。」

（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

2|| 第四百四十七条の十六の三 「同上」

法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（農林中央金庫電子決済等代行業者（第四百四十七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫の双方が法第九十五条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結すること

	が困難となるもの 三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの 四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。